

いじめ防止基本方針

(平成 26 年 4 月 1 日	策定)
(平成 27 年 4 月 1 日	更新)
(平成 28 年 4 月 1 日	更新)
(平成 29 年 4 月 1 日	更新)
(平成 30 年 4 月 1 日	更新)
(平成 31 年 4 月 1 日	更新)
(令和 2 年 4 月 1 日	更新)
(令和 3 年 4 月 1 日	更新)
(令和 4 年 4 月 1 日	更新)
(令和 5 年 4 月 1 日	更新)
(令和 6 年 4 月 1 日	改定)
(令和 7 年 4 月 1 日	改定)

東朋学園高等学校
安心サポート委員会

1 いじめ防止に関する本校の方針

1 基本理念

「いじめ」は被害者に対して著しい精神的・身体的苦痛を与えるものであり、その影響は長期にわたる自己評価や精神的健康の低下をもたらす。また、加害者にとっても健全な人格形成を阻害するものであり、将来大きな心の傷と成り得るであろう。青年から大人へと移行する自己を確立していく為のこの重要な時期に、そのような深刻な影響を受け、有望な将来の可能性を閉ざしてしまうことの無きよう、全教職員が一体となって生徒をサポートしていく所存である。またこの問題は、時に重大な事態を招くこともあり、迅速且つ的確な対応が必要とされる。その為には日頃よりいじめ防止について協議し対策を立て、必要な時すぐに対応できる万全の体制を維持しておく事が重要である。

この基本方針は、本校の理念である生徒一人ひとりが他者を理解・尊重し、積極的に豊かな人間関係を構築できる人格を形成することが目標であり、いじめの原因・犯人探しのためではなく、あくまでも生徒の安全確保を第一と考え、安心して学べる環境を整える事が目的である。

2 いじめ防止の為の組織

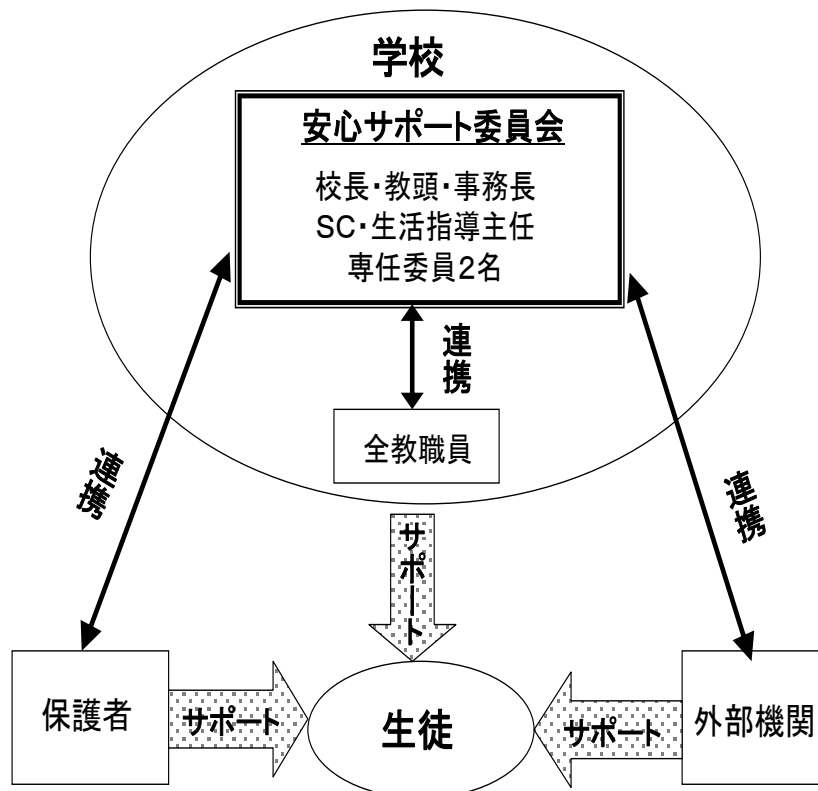
名称「東朋学園高等学校 安心サポート委員会」

3 組織の役割

- ・ いじめ防止基本方針の策定
- ・ いじめの未然防止
- ・ いじめの対処
- ・ 教職員の指導・研修

- ・ 生徒への援助プログラムの実施
- ・ 年間計画の作成・実施
- ・ 定期調査における実態把握と結果の分析
- ・ 基本方針・年間計画の調整

4 安心サポートネットワーク



SC：スクールカウンセラー

2 いじめに対する措置

1 いじめの早期発見

- ・ 休み時間や放課後の見守りをする

いじめが休み時間や放課後に起こりやすいことから、授業外の時間も注意深く観察し、見守る必要がある。その際、監視という緊張を強いる環境を作らず、自然に生徒と触れ合える雰囲気普段から作っておく。

- ・ 衣服や持ち物に注意

衣服の汚れや、持ち物の破損・紛失等を発見した場合は注意して観察する。

- ・ 小さな兆候も見逃さない

たとえ本人が笑っていたり、遊びや悪ふざけだと主張する場合でも、いじめが疑われる行為はその場で制止・警告し、その後も注意深く見守る。

- ・ 定期的いじめ調査の実施

定期的な面談の機会を利用し、いじめに関する調査を実施する。日常で、なかなか相談に踏みきれない生徒や、いじめに気づいた周囲の生徒の声をすくい上げ、早期発見・早期解決につなげる。また調査結果を比較・分析し、いじめ防止対策の効果・進捗状況を確認して、今後の計画に反映させていく。

2 すぐに対応できる援助体制を作る

“いつでも・気軽に・安心して”相談できるよう、常時対応できる窓口と人員を確保し、そのことを広く認知されるよう開示する。また、相談者の安全を確保し、無断で情報公開しないことを約束する。

担任には相談しづらい内容であったり、担任の業務多忙の為なかなか相談する機会を見つけられない生徒・保護者のために、委員会に直接相談できる窓口を開示しておく。また、その特性上、委員会メンバーには担任を含まないこととする。直接相談を受けた場合、委員会は独自に対応を協議し、必要であれば相談者に確認の上で担任に報告、連携して対処する。その際、担任が疎外感を持たないように、委員会はいじめ防止対策を最優先とする専任の組織であり、教育指導全般を担っている担任のサポートをする役割を持っているという認識を教職員にも徹底しておく。

3 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法で定められた“重大事態”に該当すると思われる事態が発生した場合には、『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』に定められた対応チェックリストに基づき、第一に生徒の安全を確保し、迅速に調査に着手する。それに並行して緊急会議を開き、適切な対応を決定する。所管庁への報告とさらに必要であれば当該重大事態の性質に応じて外部機関と連携し、適切な専門家を加えるなどの方法も検討する。保護者には速やかに連絡を取り、面談の場を設けて状況の説明と今後の対応方針を共有する。生徒が進路に不安を抱えている場合には、進路指導部と連携し、学業への影響を最小限に抑える支援体制を整える。

さらに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、すみやかに所轄警察署に通報し、連携して対応する。

4 被害生徒への対応

本人への聴き取りが可能な場合は、状況を聴取の上で対応を協議する。出席が滞っている場合は、家庭訪問も含め本人と話し合い、登校再開に向けてのサポートをする。

対応は本人の心身のストレスを緩和することを第一に考え、無理に原因を究明しようとしめない。一日も早く心身の健康、明るい学校生活を取り戻せるよう、不安要素を取り除き、保護者とも連携して解決に向けできる人ができる事を全てやるというサポート体制でバックアップする。また、落ち着いた後も継続して慎重に見守る。

5 加害生徒への対応

加害生徒に対しても、決して安易に切り捨てることなく真摯に対応する。聴き取りは集団の場合でも原則一人ずつ行い、それぞれに合わせた対応をする。いじめは相手の心身に大きな苦痛を与え、人権を著しく侵害するものであることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させて再発を防がなければならない。しかし、その罪を裁いて制裁を与えるのではなく、本人が自分の内面を見つめ直し、その後健全な自己を確立できるよう指導する事が重要である。

また、逆に加害生徒が誹謗中傷の対象となり、今度は被害者として孤立していく事のないよう、対応の方法には注意を払う。

6 保護者との連携

入学前を含め、日頃から本校のいじめ防止に関する基本方針を理解して頂くよう努力し、相談窓口を開示して家庭での様子から気づいたことがあれば報告してもらえ体制を作っておく。実際に来校して学校の様子を知ってもらう機会を設け、問題発生時に積極的に連携を取れるよう信頼関係を築いていく。

また、保護者同士のコミュニケーションが取れる場を提供し、情報交換をしたり親和的関係を築いてもらうことにより、更なるサポートネットワークの拡充を目指す。

3 いじめの予防

1 問題発生の未然防止

- 問題発生が予想される時期を想定し、事前に援助プログラムを実施することでいじめの発生を防ぐ。(年間計画参照)
特に入学や学園祭・体育祭等の学校行事の頃は問題が起こりやすいので、事前に問題を予想して対策を講じ、生徒同士のコミュニケーションを取れるような援助プログラムを実施する。
- 家庭の事情や身体的・健康上の事由等で個人的に困難を抱えている生徒に関しては、いじめの対象とならないよう気を配り、本人に対するサポートも行っていく。

2 対策の年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

東朋学園高等学校 いじめ防止年間計画		
	学校行事	委員会活動
4 月	入学式、オリエンテーション 保護者・生徒への相談窓口周知	第1回 安心サポート委員会会議 (年間計画の確認) HPの更新
5 月	校外学習、特別活動	
6 月		

7 月	特別活動	
8 月	夏期休暇 再試験	第 2 回 安心サポート委員会会議 (情報共有等)
9 月	終業式・三者懇談・前期卒業式 いじめ実態調査の実施	調査結果集約
10 月	始業式・オリエンテーション	
11 月	校外学習	
12 月	特別活動・冬期休暇	第 3 回 安心サポート委員会会議 (調査結果による対策・情報共有)
1 月		
2 月	再試験・特別活動	
3 月	後期卒業式・終業式 三者懇談 いじめ実態調査の実施	調査結果集約 第 4 回 安心サポート委員会会議 (調査結果報告、年間取組みの検証、次年度計画)

3 実態の把握と検証

定期的にアンケート調査を行い、実態を把握する。委員会会議を開催し、調査結果を検証して必要な措置を取る。また、今後の方針の調整、計画の見直し等を行う(P D C A)。

4 いじめが起こらない環境作り・人格育成

1 豊かな人格形成

・ 道徳教育

いじめは、被害者・加害者になりやすいとされる、いわゆる“いじめっこ”、“いじめられっこ”の典型的なタイプがあると指摘される場合がある。しかし、被害者・加害者の両方を経験する子どもが少なくないことから、むしろ誰もが当事者になり得る事象であると考えられる。ささいなきっかけで当事者となってしまうのを、いじめに向かわない人格を育成する道徳教育を重点的に行う必要がある。また、いじめは被害者と加害者だけではなく、それを面白がって見物する者、見て見ぬ振りをする者も含めて成立している。周囲が賛同したり黙認すればいじめは増長されるが、周囲がいじめを許容しない態度をとれば加害者は継続しにくくなると考えられ、いじめの防止に繋がる。その事を生徒に理解させ、いじめを絶対に許さない環境作りを目指す。

・ ストレスコーピング

いじめが起こる背景として、勉強や人間関係のストレスが大きく関わっていることを踏まえ、ストレスに適切に対処できる力を育むことが大切である。世の中には様々な価値観があり、ストレスが絶対的ではないという広い視野を持てるよう指導し、余裕のある対処能力を育てる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他者にぶつけることなく、運動や趣味等で発散する方法を自分なりに見つけ出す手助けをする。それでも発散できないストレスを抱えた場合には、一人で抱え込まず、周囲の人や専門の機関に助けを求められるよう指導する。

- ・ ネットとの付き合い方

近年急速に広まったSNS・掲示板・ブログ等のインターネット利用により、世間ではネットを使ったいじめが多く発生している。誰でも気軽に簡単に利用できる為、罪の意識の薄いままに他者を著しく傷つけたり、知らないうちに違法行為を行ってしまうこともあり得る。そのようなネットによる被害から生徒を守る為、校内での使用を制限する事は勿論、ネット利用の際の注意点・モラルの育成を重点的に指導する。ネット上の不適切な書き込み等による名誉毀損やプライバシー侵害が発覚した場合は、すみやかに情報発信停止・削除を求める等の措置を講じる。

また、実際に身体を使って楽しむ体験、心の通ったコミュニケーションを取る体験の場を多く提供し、ネットに依存しない豊かな生活を推奨する。

2 教職員の指導・ケア

- ・ 本来生徒を守るべき立場の教職員であるが、無意識的な教職員の言動がいじめの原因を作ったり、いじめを助長する事もある。生徒と友好的関係を築くことは重要であるが、教育者としての立場を常に意識し、先入観や偏見の無い公平な目線・態度で生徒と接するべきである。問題行動の見られる生徒、調和を乱してしまう生徒に対して、教職員に“困った生徒だ”、“手を焼いている”という態度が見えれば、生徒達にもそれが伝染してしまい、その生徒の孤立を招くであろう。それよりも教職員が明るく率先してサポートする姿勢を見せれば、生徒達にも同じ意識が芽生えやすいと考えられる。

委員会は教職員向けの教育・研修を行って生徒との関わり方を指導し、いじめ防止の知識の共有に努める。

- ・ 万全の態勢で教育に取り組むには、教職員の心のケアも重要である。生徒のいじめ問題は教職員にとっても多大なストレスとな

る。特に担任教諭が一人で抱え込むことの無いよう、一人に監督責任を負わせず、全員で見守る事を基本とする。

委員会は教職員の心身の健康状態・職員室の雰囲気にも気を配り、教職員が相談できる窓口も開放しておく。教職員も共に学び、成長することを目標に、学校全体での教育環境の改善、成長促進を目指す。

3 個性の尊重と共生へ

様々な個性を持つ生徒が在籍する本校では、それぞれの個性を尊重し、生徒一人ひとりに応じた教育を特長としている。生徒にとっても、自分とは違う他者の個性を受け入れ、尊重する事を学ぶ事は、これから社会で生きていく為に非常に大切なことである。自分が認められ、尊重されていると感じることで自己肯定感を育み、更に他者に対しても理解・協調できるよう指導していく。生徒達には本校での学校生活で様々な個性とふれあうことで、お互いを認め、お互いから学び、差別と偏見のない共生を実現できる人間に成長して欲しいと考えている。